

「情報セキュリティ技術 個人情報処理における告知および同意に関するガイドライン」 —— 「告知 - 同意」体系の構築

洞察

背景

「個人情報保護法」の公布により、個人情報処理の「告知 - 同意」規則および個人情報処理の合法性に関する土台が一応は構築されました。しかし、個人情報取扱事業者が実務において具体的にどのように告知・同意を取り扱うかについてはなおも疑問が残ります。例えば、企業は、デリケートな個人情報を処理する際に、「個人情報保護法」の要求に従い、ユーザーの「単独の同意」を得る必要がありますが、実務においては、どうすれば「単独の同意」を得たといえるのかを定義するのが難しいことに気づきます（デリケートな個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを単独で制定し、ユーザーの同意を得るのか、あるいは既存のプライバシーポリシーにおいてデリケートな個人情報に関わる情報処理規則を強調して表示するのか）。また、処理に関するルールの告知があいまいである、包括的に同意を取得しているなどの問題も散見されます。

2023年5月23日、国家標準化管理委員会および国家市場監督管理総局が共同で国家標準GB/T 42574 - 2023「情報セキュリティ技術 個人情報処理における告知および同意に関するガイドライン」（「Information security technology - Implementation guidelines for notices and consent in personal information processing」、以下「ガイドライン」という）を公布し、2023年12月1日より施行されました。「ガイドライン」は、告知・同意が適用される状況、告知・同意の基本原則、告知の方法・内容・実施、同意取得方法の選択・実施・撤回、証拠の保存などについて事細かに規定し、付録でシーン別の告知・同意について詳細に列挙しています。

告知・同意が適用される状況

「個人情報保護法」第17条は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う前に、明確な方法で、かつはっきりした平易な言葉で、事実どおりに、正確に、完全に、関連事項をユーザーに対して告知すべきことを定めています。「ガイドライン」は、個人情報の収集・提供・公開、処理方法の変更など、個人情報処理にまつわる状況別に記載し、実務において告知・同意が必要なシーンを具体的に説明しています（表1）。

表1：「告知 - 同意」が適用される状況・シーン

告知・同意の状況	具体的なシーン
個人情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーが記入・選択した上で送信する 自動で収集する（SDK、API、ブラウザ、スマートデバイス、センサー、カメラなど） 行動を記録する（閲覧記録、取引記録、お問い合わせ記録、サービス使用記録など） 第三者より間接的に取得する 完全には公開されていないチャンネルから取得する ユーザーに関連する他人のアカウントから収集する 技術分析を使用して関連づける/生成する
個人情報の提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> 他の個人情報取扱事業者に提供する 国外に提供する 特定の、または不特定の範囲で公開する 合併、分割、解散、破産宣告などにより移転する

処理方法などの変更	<ul style="list-style-type: none"> • 処理の目的、処理の方法、個人情報の種類、公開する範囲に変更が発生する • 情報の受領者の処理の目的・処理の方法・名称/氏名・連絡方法に変更が発生する • 保管期限を延長する* • 個人情報取扱事業者の名称/氏名・連絡方法に変更が発生する* • ユーザーが権利を行使する方法・手順に変更が発生する*
その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 2以上の個人情報取扱事業者が共同で個人情報の処理の目的および処理方法を定める • 製品またはサービスに、個人情報を取り扱う他の個人情報取扱事業者の製品またはサービスが接続される • 取り扱う個人情報がそのユーザー以外の者に関わる • すでに公開されている個人情報を取り扱う場合で、ユーザーの利益に重大な影響が及ぶ • 一部の機能を停止する、または製品/サービスの運営を停止する* • ユーザーの権利行使がその利益に影響を及ぼす可能性がある* • 個人情報の漏えい、改ざん、紛失などのインシデントが発生した、または発生した可能性がある* • 次の状況において個人情報を取り扱う場合は、適切な方法でユーザーに告知する* <ul style="list-style-type: none"> - ユーザーを当事者の一方として契約を締結・履行する必要がある、または法律に基づいて制定された労働規則・制度および法律に基づいて締結された団体協約に基づき人的資源を管理するために必要である - 法定職責または法定義務を履行するために必要である - 突発的な公衆衛生事件に対応するため、または緊急的な状況において自然人の命・健康・財産の安全を守るために必要である - 公共の利益のための新聞報道、世論の監督などを行うため、合理的な範囲内で個人情報を取り扱う - ユーザーが自ら公開した/すでに合法的に公開されている個人情報を合理的な範囲内で取り扱う - 法律・法規により規定されたその他の状況

注：*はユーザーに告知する必要があるものの同意の取得は免除される場面。他の場面では、いずれもユーザーの同意を得る必要がある。

告知

個人情報取扱事業者は、告知にあたり、以下の基本原則を考慮しなければなりません。

- **公開かつ透明**：個人情報取扱の種類、目的、方法、安全上の措置などを記した取扱規則を公表する。ユーザーが告知内容を見逃すよう故意に遮へいする、隠すなどの行為をしない。
- **有効な伝達**：可能な限り、インタラクティブなインターフェース、メール、電話、ショートメッセージなどによりユーザーに告知する。
- **適時かつ十分**：個人情報の収集、提供、公開などの処理が発生する前または発生と同時に、ユーザーに対して十分な告知を事実どおりに明確に行う。個人情報の処理の種類、目的、方法などの規則の告知は、実際の状況と一致し、かつ実際の機能と結び付いていなければならない。あいまいな/広範な記述は用いない。
- **明確かつ平易**：告知文がユーザーの言語習慣に適合している。一般的で一義的な言葉、数字、図などを使用する。

1. 告知方法

「ガイドライン」は告知の方法を、一般告知・強調告知・即時メッセージの3種類に分類しています。個人情報取扱事業者は、製品またはサービスの特徴、告知の目的、監督上の要求などに基づき、最適な告知方法を採用する必要があります（下図で、3種類の告知方法が使用される主な状況・形式を紹介しています）。

図 1：告知方法の比較

一般告知	強調告知	即時メッセージ
<p>主に、個人情報取扱事業者が個人情報を処理する前に、ユーザーに対して個人情報取扱の規則を全面的に説明するために用いる。しばしば、個人情報保護ポリシー（あるいは「プライバシー規約」、「プライバシーポリシー」、「プライバシー権ポリシー」などと呼ばれる）を制定・表示するという形式で告知される。</p>	<p>主に、個人情報取扱規則中の重要な内容または特定の機能の処理目的に関連する個人情報取扱規則の理解を補助するために用いる。しばしば、同意するか否かの決定の参考となるよう、ユーザーが迂回できない方法（専用の画面または単独のステップを設けるなど）でユーザーに情報を告知する。</p>	<p>主にユーザーが製品またはサービスを使用する過程において、ユーザーに個人情報の収集の目的に関する理解を深めさせ、価値ある情報を得しめるために使用する。</p>
<p>使用される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めて個人情報を収集する 機能ごとの特徴や個人情報の収集方法に合わせ、告知に具体的に必要とされる事項を満たす 	<p>使用される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品またはサービスの基本的な機能の使用前（ユーザーのインストール時、初回使用時、アカウント作成時など）に使用する ユーザーが機能を拡張または追加する際に使用する ユーザーの生体識別情報収集に関わる機能が有効化される前、または一部の機能がユーザーの生体識別情報を取り扱う前に使用する 間接的な方法で個人情報を取得する 製品またはサービスが 14 歳未満の未成年の個人情報を収集する 個人情報を初めて提供・越境・公開・移転する ソフトウェア・ハードウェアが自動で情報を収集する 製品またはサービスが個人情報取扱方法を変更したことにより、個人情報保護ポリシーが更新された 製品またはサービスが運営を停止した ユーザーがアカウントを削除した 個人情報のセキュリティに関するインシデントなどが発生した 単独で同意を得る必要がある 	<p>使用される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報を収集する過程でユーザーの協力を得る必要がある（顔認証時にユーザーにうなずいてもらう必要があるなど） 機能によりその個人情報が公開される可能性がある（グループチャット内での発言、情報の公開、コメントの返信、抽選・選考イベントへの参加、インタビューの受諾、個人情報がプロモーションに使用されるなど） 製品またはサービスが個人情報取扱方法を変更したことにより、個人情報保護ポリシーが更新された（再度同意を得る必要がないポリシーの更新） ユーザーが他の個人情報取扱事業者に関わる機能を使用する 取り扱う個人情報がそのユーザー以外の者に関わる ユーザーが権力を行使する 「個人情報保護法」第 13 条規定に基づき個人情報に関する同意が免除される（ユーザーが主体的に個人情報提供する場合等） ユーザーの行為にて個人情報に関する危険発生可能性がある ユーザーが問い合わせ、クレームなどを送信する クレーム・通報・社会状況の分析などにより、ユーザーが個人情報取扱規則の一部を理解していないことが分かったため、さらなる説明を行う ユーザーの利益と密接に関連し、ユーザーに情報を強調して伝える必要がある
<p>主な形式</p> <ul style="list-style-type: none"> 完全な内容を製品またはサービスの基本機能起動時および告知に関連するインタラクティブなインターフェース上に表示、ポップアップウィンドウ、チェックボックス、強調リンクなどの目立つ方法にて、ユーザーに個人情報保護ポリシー閲覧を促す インタラクティブなインターフェースでの表示ができない場合は、他の方法により、個人情報収集前の必要な段階で、通知の送信、メール（または郵便）の送付、ファイルの提供（電子版か印刷した書類かを問わない）、情報の掲出、音声・動画の再生などの方法で、ユーザーに対し主体的に提供または提示する 逐一告知することができない場合は、公告形式で個人情報保護ポリシーを公開してもよい 	<p>主な形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーが迂回できない方法（専用の画面または単独のステップを設けるなど）を使用する 一般的な告知との違いを強調し、ポップアップウィンドウなどの方法で、ユーザーに対し直接的に重要な情報を掲示または伝達する 製品・サービス・業務の運営停止などの特殊な状況がある場合において、メール、ショートメッセージ、ウェブサイト内のお知らせなど、ユーザーがいつでも閲覧できる方法で告知する ユーザーの利益に重大な影響が及ぶ可能性がある個人情報処理を行う場合は、電話、音声メッセージなど伝達が確実な方法を使用することも考えられる 	<p>主な形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ポップアップウィンドウ、フローティングウィンドウまたはフローティングレイヤー、テキストによる説明、ステータスバーへの表示、メッセージバーまたはメッセージボックス、警告音、ショートメッセージなどの方法を使用する

告知の実施については、「ガイドライン」も、個人情報の収集、個人情報の提供・公開、処理方法の変更、およびその他の状況を通じてシーン別の告知形式・内容を紹介しています。下図の「告知例」では、個人情報収集時を例とした3種類の告知形式を示しています。

ようこそ

電話番号

認証コード 認証コード送信

ログイン/登録

「プライバシーポリシー」に同意する

チェックボックスにチェックし、「プライバシーポリシー」に同意してください

＜ プライバシーポリシー ＞

機能を有効に活用し、かつよりすみやかに、より優れた XXX の製品/サービスをご利用いただくため、次の権限をリクエストいたします。

状況	説明	アクセス・使用権限	オフにする方法・その影響
付近の店舗を探す	XXX の中国語版公式ウェブサイトの「店舗」ページにアクセスしたとき、XXX 中国語版公式ウェブサイトは、周辺の店舗の検索に役立てるため、お客様の現在の位置情報の使用を試みます。	正確な位置情報の使用権限、大まかな位置情報の使用権限	ブラウザの設定でこの権限をオフにすることができず、オフにすると、付近の店舗を検索する機能を使用できなくなりますが、手で住所を入力することで店舗を検索できます。

プライバシーポリシー更新

「プライバシーポリシー」を更新しました。XXX を引き続き使用する前に、更新された「プライバシーポリシー」をタップし、よくお読みください。

以上の「プライバシーポリシー」のすべての内容に同意していただける場合は、「同意して続ける」をタップし、製品/サービスの使用を開始してください。

アプリを退出する

同意して続ける

例：一般告知（初めて個人情報を収集する）

例：強調告知（位置情報などのデリケートな個人情報を収集するにあたり、個人情報を取り扱う目的、取り扱う必要性、ユーザーの利益への影響を告知する）

例：即時メッセージ（個人情報保護ポリシーが更新された）

2. 告知のタイミング

多くの企業は、アカウント作成の段階など、製品またはサービスが個人情報の収集を開始する前に限り告知すればよいと考えています。しかし、実際には、企業が個人情報取扱規則を再度告知する必要がある場面は多く存在します。告知の十分性および有効性を高めるため、「ガイドライン」は告知のタイミングを初回告知・同時告知・再告知の3種類に分けています。以下の表2の告知タイミング対照表を参考に、ユーザー体験を考慮しつつ、適切な頻度で個人情報の主体に告知を行ってください。

表2：告知タイミング対照表

告知類型	告知の場面
初回告知 同時告知	<ul style="list-style-type: none"> • ユーザーが製品またはサービスを始めて使用する前 • 機能上、連続的に、または何度も反復して他の個人情報取扱事業者に個人情報を提供する必要がある（初回提供時に同時に告知し、その後の個人情報提供タイミング、頻度などの規則を説明する） • 個人情報収集時に、ユーザーの利益への影響が大きい/収集の必要性を単独で強調する必要がある/機能上の収集目的が分かりにくい • 機能上、個人情報収集の必要性が分かりやすく、別途告知しなくても一般的にユーザーが理解できる（機能名称自体を取扱の目的と見なすことができる） • 個人情報を、他の媒体を通して、または間接的に取得する • 他の個人情報取扱事業者に個人情報を提供する前 • ユーザーがアカウントを作成する • 機能の運用を停止する前 • 個人情報に重大な影響が及ぶセキュリティインシデントが発生した
再告知	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報処理の目的・方法・範囲を変更する前 • 個人情報を、他の媒体を通して、または間接的に取得する場合で、連絡チャンネルがないなど、客観的な制限がある（個人情報取得後の再告知） • ユーザーが収集・提供・目的の変更などのリクエストを拒否した（必要性およびユーザーの利益への影響の再告知） • 製品またはサービス更新後に、個人情報保護ポリシーに変化が発生した

同意

個人情報取扱事業者は、ユーザーの同意を得る為に以下の基本原則を考慮しなければなりません。

- **告知との一致**：同意取得の範囲が告知した内容を越えない。
- **自主的な選択**：ユーザーが自ら操作する方法で同意を得る。デフォルトで選択済みのチェックボックスによる同意取得方法は使用しない。
- **適切なタイミング**：ユーザーが機能と収集する個人情報の関連性を理解しやすいよう、個人情報収集前に、告知内容の伝達と同時に、ユーザーより同意を得る。
- **包括同意の禁止**：製品またはサービスの機能を区分し、複数の機能が収集し得る個人情報または複数の処理に対する同意を包括的な方法で一度に取得しない。ユーザーが拒否した場合でも、その個人情報に関連しない機能の正常な使用を妨げない。

1. 同意の取得

「ガイドライン」は、企業が個人情報の処理を行う上での参考として、同意取得方法ごとの適用場面・要点を明確化しています。ユーザーの同意を得る必要がある個人情報処理を行うに際しては、原則として明示の同意を得る必要があります。特定の場面では、法律・法規の要求に基づき、単独の同意または書面による同意を得る必要があります（表3）。

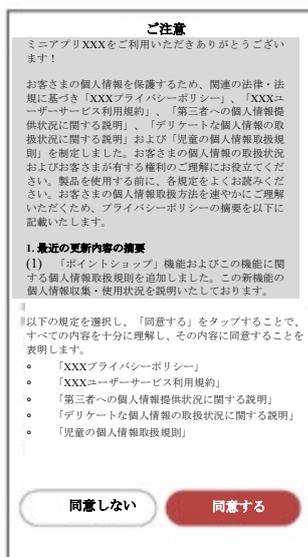
表3：同意の取得方法

	適用場面	要点
明示の同意	<ul style="list-style-type: none">• 同意を得る必要がある個人情報処理を行う	<p>明示の同意は直接的に同意を得る方法であり、以下のような方法がある。</p> <ul style="list-style-type: none">• ユーザーがインタラクティブなインターフェースで、自らチェックボックスにチェックする、自ら「同意する」「次へ」「続ける」をクリックする、スライダーをドラッグする、自ら送信するなどの動作により意思を表示する• ユーザーが個人情報を自ら記入する・アップロードする・入力することで意思を表示する• ユーザーが個人情報を収集可能な API・権限・センサースイッチを有効にして意思表示する• ユーザーが紙または電子の書面による声明に署名することで意思の表示を確認する（注：この方法は通常、書面による同意で使用される）• ユーザーが自ら証明書を提示する、カードを読み込ませる、指紋・顔をかざすなどの動作により意思を表示する• ユーザーがメール・ショートメッセージへの返信等自ら連絡する方法により意思を表示する• ユーザーが電子署名を通じて意思を表示する• ユーザーが電話での録音、映像の録画などの方法で意思を表示する
推定の同意	<p>次の4項目の条件を同時に満たしている場合、現実的な理由により明示の同意が得られなくても、ユーザーの行動を基に、ユーザーが個人情報の処理を明確に拒否していない、またはユーザーが継続的に特定の機能を使用することを選択したことが分かる場合、ユーザーが同意の意思を表示したと推定することができる</p> <ul style="list-style-type: none">• 明示の同意を得る事が明らかに困難• 個人情報保護影響アセスメントにより、個人情報の処理がユーザーの利益に不利な影響を及ぼさないことを確認している• 適切な方法でユーザーに個人情報取扱規則を告知している• ユーザーの同意が推定されても、ユーザ	<ul style="list-style-type: none">• その後の個人情報処理において、個人情報取扱事業者が明示の同意を得る条件を備えた場合、ユーザーに対して同意を撤回する方法を告知するか、新たにユーザーの明示の同意を取得しなければならない• ユーザーがクレーム・通報チャンネルを通じてそのユーザーの利益に不利な影響が及んでいることを訴えた場合、確認した上で、これらに関連する個人情報の処理をただちに中止しなければならない（ユーザーの明示の同意を得ている処理を除く）

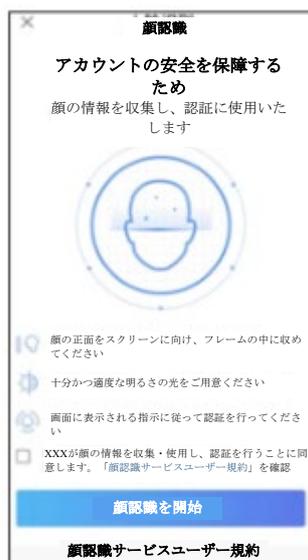
	<p>一による同意撤回権の行使には影響を及ぼさない</p>
単独の同意	<ul style="list-style-type: none"> 他の個人情報取扱事業者に個人情報を提供する 個人情報を公開する 公共の場所で収集した画像・ユーザーの正体識別デバイスで収集したユーザーの画像・身分識別情報を、公共の安全を保護する以外の目的で使用する デリケートな個人情報を取り扱う 国外に個人情報を提供する アセスメントにより、個人情報処理がユーザーの利益に重大な影響をもたらす可能性があると評価された（「ガイドライン」に新規追加） <ul style="list-style-type: none"> ユーザーから単独で明示の同意を得る必要がある 単独の同意を得る個人情報処理は、具体的かつ独立した目的または機能に関するものでなければならない。ユーザーが単独の同意を表明するまで、個人情報取扱事業者は、単独の同意が必要とされていることを強調告知により告知しなければならない 特定の機能が製品またはサービスの基本機能である場合、単独の同意が必要とされていることの告知を、ハイライト表示、ポップアップウィンドウなど、他の内容と区別できる方法で単独で告知し、ユーザーが基本機能の使用に同意する際に、同時に同意を得る 単独の同意とは、ユーザーがその個人情報に対して特定の処理を行うことに対して具体的かつ明確に特に権限を付与する行為であり、複数の目的または方法に渡る個人情報処理に対して一度に同意することは含まない。すなわち、ユーザーに包括的な同意を要求してはならない
書面による同意	<ul style="list-style-type: none"> 広告において他者の名義またはイメージを使用する 指定のネットワークを通じて一部の種類の訴訟文書を送信する ヒト遺伝資源を収集する 信用調査機関がユーザーの収入・預金・有価証券・営利保険・不動産に関する情報または納税額に関する情報を収集する 信用調査機関に個人情報を照会する 金融信用情報基礎データベースを使用して個人情報を検索する 信用貸付業務を行う機関が金融信用情報基礎データベースまたは他の主体に対し信用貸付情報などを提供する 郵政企業、宅配企業またはその従業員が、他者に対し、ユーザー個人の身分情報およびその使用した郵政サービスまたは宅配業務に関する情報を提供する 告発に寄与した者を公表し、および表彰するため、告発者の個人情報を公開する 使用者が被用者の個人情報を公開する 商業銀行と協力機関が顧客の個人情報を共有する 受託者が他の個人情報取扱事業者に個人情報の処理を再委託する <ul style="list-style-type: none"> ユーザーの書面による同意を得る前に、書面による同意が必要な内容を、書面による形式の強調告知で、ユーザーに対し明確かつ十分に告知しなければならない ユーザーの書面による同意は明示の同意を得なければならない。明示の同意はテキスト形式で明確に表現されていなければならない。「確認」をクリック、「同意」をクリック、アップロードによる提出、ログイン、画像撮影などで同意を表明する方法でユーザーの書面による同意を取得してはならない 書面による同意を得る具体的な方法は、表示や操作が容易なものを選択する。例：紙の書面、電子ハードウェア、インタラクティブなインターフェースのウェブページ・ダイアログボックスに単独で署名捺印するなど 法律・法規などの要求に基づき、個人情報取扱事業者がユーザーの書面による同意と単独の同意の両方を得る必要がある場合、書面による同意を得ながら、単独の同意を得る仕組みを設計する必要がある（単独で署名捺印を得るなど）

「個人情報保護法」が単独の同意を要求している状況に加え、今回の「ガイドライン」は、「アセスメントにより、個人情報処理がユーザーの利益に重大な影響をもたらす可能性がある」と評価された場合もユーザーの単独の同意が必要であるとしています。ユーザーの信用、業績評価、受けるサービスの品質、取引価格など、自然人の人格・尊厳、人体、財産の安全などに重大かつ直接的な影響を及ぼす自動化された決定などの行為を指します。下図の「単独の同意の例」に、単独の同意を実現する仕組みの一部を表示しています。「ガイドライン」の付録中に例示されたシーンを参考に、自社の製品・サービスに適した告知・同意の仕組みを設計してください。

単独の同意が必要な項目別に
複数のチェックボックスを用意



特定の機能に関する
単独のインタラクティブページ



ポップアップウィンドウにより、
デリケートな個人情報を取り扱うこと
に関する単独の同意を取得



2. 同意の拒絶および同意の撤回

ユーザーは、「拒否」をクリックする、操作を中断する、画面を閉じる、前のステップに戻るなどの操作により同意を拒絶または放棄することができます。個人情報取扱事業者は、同意の拒絶の表明方法を明確にし、ユーザーが同意の操作を終える前の過程において個人情報を収集することを避けなければなりません。

- ユーザーが同意を拒否した場合は、ユーザーに拒否による結果を適切に示し、説明することが望ましい。頻繁にユーザーに尋ねたり、同意を求めたりし、ユーザーを煩わせるのは適切ではない（個人情報がサービスの利用に必須の場合は除く）。
- ユーザーが一部の機能の個人情報処理を拒否した場合、製品またはサービスのすべての画面から離脱するのは適切ではない。元の画面を維持したり、製品またはサービスの基本機能または他の関連機能の画面に切り替わったりするのが望ましい。
- ユーザーが製品またはサービスの基本機能による個人情報処理を拒否した場合、個人情報処理が発生しないサービスモード（静的なページ、カスタマイズされていないブラウザページなど）に切り替わってもよい。

「ガイドライン」は、個人情報取扱事業者が同意撤回の方法（インタラクティブなウェブページ、電話、メールなど）を明確化することを要求しています。一般告知の方法で、個人情報保護ポリシーにおいてユーザーに同意撤回の具体的なシーンおよび操作方法を説明しても構いません。同意撤回の粒度は、ユーザーの実際のニーズと製品・サービスの特徴に基づき設計する必要があります。ある機能による個人情報処理への同意を撤回した場合でも、他の機能の提供を拒否したり、他の機能の品質を低下させたりするべきではありません（ただし、同意を撤回した個人情報が他の機能に必須の場合を除きます）。

ユーザーが同意を撤回した場合、ユーザーが個人情報を残すか否かの選択に資するよう、関連する個人情報が削除または匿名化される仕組みを設計し、その旨をユーザーに告知する必要があります。個人情報取扱事業者は、その後、撤回された同意にかかる個人情報を再び処理してはなりません。ただし、撤回前にユーザーの同意に基づきすでに実行されている個人情報処理の効力には影響が及びません。個人情報取扱事業者は、規定の期限内（15日以内）に同意撤回の確認および個人情報の削除または匿名化を完了し、ユーザーに同意撤回の結果を報告しなければなりません。

まとめ

今回発表された「ガイドライン」は実務寄りの手引き的な性質の文書です。個人情報取扱事業者が直面するさまざまな状況に対して実務上の具体的な指針を提供しています。「ガイドライン」は以上の内容に加え、アプリケーションの基本機能・拡張機能、アプリケーションへの第三者 SDK の埋め込み、14歳未満の未成年の取り扱い、スマートホーム、公共のスペース、通知のカスタマイズ、クラウドコンピューティングサービス、車内、インターネット金融、ネットショッピング、物流、インターネット不動産仲介サービス、個人認証などを含む数十種類の実践的なシーンにおける告知・同意の実施の要点と指針を提供しています。「告知 - 同意」を中心とする個人情報取扱のルールへの対応に役立つでしょう。自社の業務に合わせてご活用ください。

プロテビティの支援

プロテビティは企業向けに、データセキュリティリスクアセスメントを提供しており、データセキュリティ管理の水準向上を支援します。また、国家の最新のデータセキュリティ・プライバシー関連法規に基づき、データおよび個人情報の処理における法的リスクの低減をお手伝いします。企業の総合的なセキュリティ管理水準の改善を図ります。プロテビティは、次のようなデータセキュリティ関連サービスを提供しています。

▶▶ 個人情報セキュリティリスクアセスメント

クライアントの個人情報資産を整理し、法律・法規の要求および業界内のベストプラクティスを基準に、個人情報の保護管理からライフサイクルに至るまで、セキュリティ上のリスクを評価いたします。

▶▶ データセキュリティリスク合規性アセスメント

クライアントの貴重なデータアセットを保護します。企業のデータセキュリティ管理・運営をベースに、データのライフサイクルに向けてカスタマイズされたセキュリティ評価を提供します。

▶▶ データクロスボーダーセキュリティリスクアセスメント

データの越境の種類と類型別のリスクを明確化し、企業の組織的保障および技術的保障を検査いたします。データのセキュリティを確保しつつ、流動性を高めます。

▶▶ 個人情報保護影響アセスメント

実際のシーンに合わせて、固定的な最低限の合法的個人情報保護に留まらず、情報処理が個人の合法的権益に与える影響のリスク変化を効果的・全面的に把握し、的を絞ったセキュリティ保護手段を提案します。権益保護効果をダイナミックに最適化し、リスク状況の変化に適応します。

▶▶ セキュリティ意識・能力研修

業界/企業/部門/役割などに応じて高度にカスタマイズされたセキュリティ意識・能力研修により、最大限の効率でセキュリティ意識の向上を図ります。人員管理はもはや企業のセキュリティのボトルネックではありません。

プロティビティについて

プロティビティは企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。世界 25 か国、85 を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームの 9,000 名以上のコンサルタントが財務、テクノロジー、ビジネスプロセス、データ、デジタルマーケティング、ESG、ガバナンス、リスクと内部監査におけるコンサルティングソリューションをお客様に提供しています。

プロティビティは 2023 年のフォーチュン誌の『2023 Fortune 100 Best Companies to Work For® list (最も働きがいのある会社 100 社)』の第 25 位に輝きました。私たちは 80% を超えるフォーチュン 100 企業と 80% 近くのフォーチュン 500 企業にコンサルティングサービスを提供しています。また、政府機関や上場を目指すベンチャー企業とも協業しています。プロティビティは、Robert Half International Inc.

(NYSE : RHI) の完全子会社です。Robert Half は 1948 年に設立された S&P500 の構成企業です。

連絡先

余达丽
シニアマネージャー
Angela.Yu@protiviti.com

尹必成
シニアコンサルタント
Oliver.Yin@protiviti.com

会社住所

北京
朝阳区建国门外大街 1 号
国贸写字楼 1 座 718 室
TEL: (86.10) 8515 1233

上海
徐汇区陕西南路 288 号
环贸广场二期 1915-16 室
TEL: (86.21) 5153 6900

深圳
福田区中心四路 1 号
嘉里建设广场 1 座 1404 室
TEL: (86.755) 2598 2086

香港
中环 干诺道中 41 号
盈置大厦 9 楼
TEL: (852) 2238 0499